

総 第 1 0 4 号

平成15年5月12日

各課・室・局の長

様

各出先機関の長

総 務 部 長

(公印省略)

「職員の懲戒処分等に関する公表基準」の制定について（通知）

職員の綱紀保持の徹底については、かねてから要請してきたところですが、今般、職員の公務員としての自覚を促すとともに、不祥事の未然防止に資することを目的として、別添のとおり「職員の懲戒処分等に関する公表基準」を制定し、平成15年5月12日から適用することとしました。

については、所属職員にこの旨を早急に周知するとともに、綱紀保持のより一層の徹底について、所属職員に対し十分注意喚起されるようお願いいたします。

職員の懲戒処分等に関する公表基準

1 目的

公務員倫理の確立と綱紀保持のより一層の徹底を図るため、知事が地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合は、原則として以下の基準により公表することとし、もって職員の公務員としての自覚を促し、不祥事の未然防止に資することを目的とする。

2 公表する懲戒処分等

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）
- (2) 地方公務員法に基づく、刑事事件に関し起訴された場合の休職処分
- (3) 上記以外の処分で社会的影響等を勘案し、公表する必要がある場合

3 公表する内容

- (1) 原則として公表する内容は、次のとおりとする。

- ア 被処分者の属する部・局名
- イ 被処分者の職名
- ウ 被処分者の年齢
- エ 処分内容
- オ 処分年月日
- カ 事実の概要

- (2) ただし、収賄、横領、飲酒運転による交通事故等社会的影響の大きな事件については、所属名、氏名についても公表するものとする。

4 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
- (2) 公表は県ホームページへの掲載及び報道機関への発表又は資料提供により行うこととする。

5 監督責任に係る懲戒処分等の公表

懲戒処分の監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、上記 2 ないし 4 を準じて行う。

6 公表の例外

事件の性質上、被害者等が公表しないことを求めている場合等、被害者等のプライバシーその他の権利利益を保護するため、やむを得ない場合は、処分の公表を行わないことができる。

7 基準の適用

この基準は、平成 15 年 5 月 12 日以降の懲戒処分等について適用する。